

令和3年4月23日  
高齢福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による  
介護保険料の令和3年度における減免について

## 1 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免は、昨年度、国が示した減免措置に対する財政支援の考え方に基づいて実施してきたところである。今般、国より令和3年度分の保険料の減免を行った場合についても、新たに財政支援を実施するとの通知がなされた。

このことを受け、区としても、国の財政支援基準に合わせ介護保険料（第1号被保険者）の減免を行う。

## 2 区の減免の対象及び基準

減免の対象となる被保険者及び減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者で、減免額は国の財政支援の基準のとおりとする。なお、いずれの基準にも該当する場合は①を適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 **全部**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の【要件】i及びiiに該当する第1号被保険者 **全部又は10分の8※**

※前年の合計所得金額が210万円以下の場合は全部で、210万円を超える場合は10分の8となる。

### 【要件】

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

### 【減免額の算定】

以下に記載する【表1】で算出した第1号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

### 【減免額の計算式】

$\frac{\text{対象保険料額}}{(A \times B / C)} \times \frac{\text{減額又は免除の割合}}{d} = \text{保険料減免額}$
--

### 【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第 1 号被保険者の保険料額
B : 当該第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

### 【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
210 万円以下であるとき	全部
210 万円を超えるとき	10 分の 8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

#### < 事例 >

被保険者 A さん

- ・ 令和 2 年の事業収入 300 万円 (事業所得 200 万円)
- ・ 令和 2 年の不動産収入 100 万円 (不動産所得 50 万円) ②

↓

- ・ 令和 3 年の事業収入 210 万円 ……前年より 90 万円減少 (10 分の 3 減少) ①
- ・ 令和 3 年の不動産収入 100 万円 ……前年同額

この場合、上記①より令和 3 年の事業収入が 3 割以上減少しており、上記②より減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下となっている。よって減免の対象となる。

また、上記の場合で A さんの令和 3 年度介護保険料が、本来であれば 12.5 万円となる場合、A さんの減免額は、以下のとおり算出する。

$$\frac{12.5 \text{ 万円}}{A} \times \frac{(200 \text{ 万円} / (200 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円}))}{B} \times \frac{10 \text{ 分の } 8}{C} = 8 \text{ 万円である。} ※$$

※本事例中 A B C の記載は上記の表 1 のものを、d の記載は表 2 のものを表す。

A さんの減免後の保険料額は、令和 3 年度の本来保険料額 12.5 万円から減免額である 8 万円を減じて 4.5 万円となる。

### 3 申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送申請を基本とするが、来庁された方には窓口で対応する。

### 4 減免に要する費用に対する国の財政支援について

区が上記2の基準により減免した保険料については、国の特別調整交付金の交付対象となる予定。令和2年度の減免は全額（10分の10）国の財政支援が行われてきたが、令和3年度分については、令和3年4月1日から令和4年3月31日における各区市町村の第1号保険料の賦課総額に対する減免見込額の割合に応じ、特別調整交付金による財政支援を行う予定としている。

（参考：国の財政支援の割合）

- i 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が3%以上である場合 第1号保険料の減免総額の10分の8相当額
- ii 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%以上3%未満である場合 第1号保険料の減免総額の10分の4相当額
- iii 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%未満である場合 第1号保険料の減免総額の10分の2相当額

### 5 減免申請数見込み

約1,250件

### 6 所要経費見込み

- ・歳入 介護保険料 △約7,800万円（国により10分の2相当額が財政支援されると想定）
- ・歳出 第1号被保険者への周知にかかる郵便料等 約34万円

### 7 今後のスケジュール（予定）

5月中旬 ホームページ掲載

6月15日 区のお知らせ せたがや掲載

保険料の全対象者あてに送付する令和3年度介護保険料決定通知書と合わせて「令和3年度介護保険料のお知らせ」を同封し、保険料減免を案内し、減免申請処理を開始（郵送申請を基本とする）